

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成 25 年 3 月 15 日(金) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 34 分
会 場 委員会室

1. 出席者

5 番 柴田耕一、 7 番 杉浦辰夫、 8 番 杉浦敏和、
10 番 鈴木勝彦、 12 番 内藤とし子、 13 番 磯貝正隆、
16 番 小野田由紀子
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 4 番 浅岡保夫、
6 番 幸前信雄、 11 番 鷺見宗重、 14 番 内藤皓嗣、
15 番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第 1号 指定金融機関の指定について
- (2) 議案第 2号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
- (4) 議案第 4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- (5) 議案第 5号 高浜市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- (6) 議案第 6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- (7) 議案第 7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- (8) 議案第 8号 高浜市都市公園条例の一部改正について
- (9) 議案第 9号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、3月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案9件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第１号 指定金融機関の指定について

質 疑 な し

（２）議案第２号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問（１６） この公営住宅法の一部改正されたわけですが、この時期に改正された理由と伺いますか、背景について、まずお伺いします。

答（市民生活） この時期に改定した理由でございますが、そもそもこちらのほうは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律にもとづきまして、公営住宅法の一部改正が行われたものでございまして、その改正の期限が、平成２５年３月３１日までとなっておりますことから、今回、御提案させていただいております。

問（１６） 条例改正はそういうことですが、国のこの法律が改正されたのは、どうなんでしょうか。

答（市民生活） そもそも国のほうは、地域の自主性、自立性を高めるために、公営住宅につきましては、その建設をする際に国のほうが定めた整備基準でやっていたということが、長い間そういう取り組みをされていたんですが、やはり地域に密着した政策でございますので、地域の実情に応じて整備する必要があるという考えのもとに、この時期に改正をされたと聞いております。

問（１６） それで、資料を出していただいておりますけれども、資料の裏面の応募倍率の推移ということで、倍率がかなり高いんですけれども、平成２１年が、応募者数が７０、平成２２年が４３、平成２３年が４０ということで出ておりますけれども、この中で、障がい者の方の応募がいったいどれぐらいあるのかお伺いします。

答（市民生活） その応募の方ということのデータは持ってございませんので、今、実際そういった方が、何軒実際に入ってみえるかということでお答えをさせていただきますと、身体障がい者の方で、１１世帯。精神障がい者の方で、３世帯。知的障がい者の方で、３世帯という形になってございます。

問（１０） 私も、その参考資料いただきました１番に、市営住宅及び共同施設の整備基準の基本的な考え方の中に、黒ぼちで高浜市の整備基準については、参酌基準となった公営住宅等整備基準に準拠したものとありますが、今、愛知県下並びに各市町村についての状況を教えていただきたいと思えます。

答（市民生活） 愛知県下の市町村の状況でございますが、豊橋市を除きまして、ほぼ全て本市と同じ状況になってございます。

問（１０） わかりました。豊橋市だけは特別に準拠以上のものをしているということによろしいかと思えます。では、この基準は、条例はですね。旧の、今の既存の施設には適応しないという考え方でよろしいのかということと、今後、当市ではこの市営住宅の建築を考慮してみえになるのか、お伺いしたいと思えます。

答（市民生活） まず既存の市営住宅については、今回の整備基準は適応を、除外をさせていただきます。また、今後の建設計画につきましては、本市の状況が、県営住宅で９２６戸、雇用促進住宅で２８４戸とありまして、他

市と比較しても充足している状況でございますので、また、私どものほうで持っております、長寿命化による更新コストの削減を図ることを目的とした高浜市公営住宅長寿命化計画というものが、平成21年から平成30年までの計画は持っておりますので、現在のところ、新たに建設する計画は持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

問（10） はい、わかりました。建設しないということで、御理解します。では、国の参酌基準を準拠する理由として、市内にある県営住宅と市営住宅で基準の相違が生じさせる理由、合理的な理由はないとありますが、今の県営住宅と市営住宅の違いについて、お伺いしたいと思います。

答（市民生活） そもそも公営住宅の目的でございますが、こちらは住宅にお困りの低所得者の方に対しまして、低廉な家賃で住宅を提供するという、そもそもの目的は同じでございますので、県営、市営ともに、大きな目的の違い等はございません。

問（10） 高浜市の条例で定める上限額については、現行の公営住宅施行令、第6条で定める額とされてはいますが、愛知県下並びに県下の状況についてもお伺いしたいと思います。

答（市民生活） こちらのほうの入居収入基準につきましては、例外として、設楽町と豊根村が行政区内に民間のアパートがない、住宅がないということで、こちらのほうの上限の引き上げを行っておりますが、その他については、本市と同じ内容となっております。

問（10） これまた資料の中に、先ほど小野田委員からも少しお話があったと思いますけど、募集倍率への影響であるとか、既存入居者との整合性の観点から現行の政令の額を踏襲するとありますが、収入の上限を下げた場合、既存の入居者が収入額の変動がないにも関わらず収入超過、下げることによって超過になるということだと思っておりますが、生じるとは思いますが、どの程度の影響があるのか教えてください。

答（市民生活） 現在、市営住宅に入居されている方の世帯別、所得月割額の内訳でございますが、全部で6階層ございまして、一つひとつ申し上げますと、10万4,000円以下の世帯が、91世帯。12万3,000円世帯が、10世帯。13万9,000円以下の世帯が、9世帯。15万8,000円以下

の世帯が、3世帯となつてございます。仮に、こちらのほうの収入の上限を引き下げた場合、上限を13万9,000円と引き下げた場合、3世帯の方が収入超過となります。また、高齢者や障害がい者等の裁量階層につきましては、15万8,000円から18万6,000円の方が、1世帯。21万4,000円以上の世帯が、28世帯となつてございまして、こちらのほうも仮に収入の上限を18万6,000円、一段階下げたということになりますと、28世帯が収入超過となります。

問(10) はい、わかりました。それともう一つ参考資料の中に、公営住宅法施行令第6条の中に、所得制限ですね、1世帯あたり15万8,000円以下と今説明を受けました。それから裁量階層については、21万4,000円ですよという。これは、その前に所得月額、25万9,000円以下、改正前21万4,000円以下というのは、高浜市においては、この21万4,000円以下ですよということで、解釈していいのかお伺いしたいと思ひますが。

答(市民生活) おっしゃるとおりでございます。

(3) 議案第3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定 について

問(7) 現在の市道では、道路区分を定めているか、お願いいたします。

答(都市整備 主幹) この条例では、道路の区分を表してございまして、道路の種類と道路が存する地域によって、それぞれ区分する種別と道路の種類。地域の地形及び計画交通量などによって区分する、級別によってございまして。種別ごとに、級別の区分を組み合わせて道路の区分を定めてございまして。基本的には、市街化区域内の道路を4種道路としてございまして、市街化区域外の道路は、3種道路として採用してございまして。計画交通量においても、新設道路等の設ける場合については、パーソンドリップ調査や交通量調査などを実施いたしまして、その都度決定することとしてございまして。

問(7) 今、その都度決定ということになったんですけど、今、実施されている田戸町の市道港線の道路区分はどうなるかお願いいたします。

答(都市整備) 現在、田戸町で整備を進めてございまして市道港線でございます

が、平成19年度に交通量調査を実施いたしました。その交通量調査をもとに、4種3級という道路という計画で進めております。また車線を分離しない道路につきましては、1車線の道路である生活道路などがございますが、そちらにつきましては、3種5級または4種4級というような道路の種別になります。

問（7） 次に、これに対して市の独自基準はあるのかということともう一つこの条例を含めて地域主権一括法に関連する条例は、近隣市との調整は取れているかどうかお願いいたします。

答（都市整備 主幹） まず、最初の市の独自基準でございますが、この基準につきましては、国や愛知県の基準を参酌するという事で条例を定めております。この条例を定める際に、地域の特性を考慮した独自の基準を加えるとともに、積雪などによる基準については地域に適さないという項目ということで、政令から削除しております。高浜市では、愛知県条例から高浜市条例の地域に適さない項目といたしまして、自動車占用道路、登坂車線、軌道敷に関する基準等、寒冷地に関連する基準と区分変更される道路の特例基準については除外しております。また、この近隣市との関連でございますが、今回の条例制定におきまして、技術的な基準は、国及び愛知県の基準を参酌しておると先ほど申しましたが、この考え方について、この碧海五市を管轄しております愛知県の知立建設事務所が主体となりまして、勉強会を実施いたしました。2回ほど実施しております、その中で各市においても技術的基準について、独自に設ける予定はないということ聞いております。従いまして、各市では、国と県の政令に沿ったものに準拠しており、大きな違いはないと考えられます。

（4）議案第4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について

問（5） これも同じように、事由のあれだとは思いますが。現在市内には、どのような標識があるのか、それと、その標識をどういうことで管理しているのか、どのように、どのような管理を行っているのか、少しお聞きしたいと思います。

答（都市整備） それではまず1点目の現在市内にはどのような標識があるか

ということで、道路標識の種類につきましては、地点の名称、方向、距離などを示す案内標識。それと踏切などの路上の危険や注意すべき状況を示す警戒標識。それと駐車禁止などの道路交通の禁止や制限を示す規制標識及び横断歩道などの特定の交通方法ができることや、道路交通上決められた場所を示す指示標識。それと規制標識や指示標識に付属している区域や時間等を示す補助標識というもので、五つの種類があります。これらについて、高浜市が管理する標識につきましては、案内標識と警戒標識でございます。また、警察が管理するものについては、規制標識と指示標識というものがあります。それと、2点目の標識はどのような管理を行っておりますかということなのですが、案内標識と警戒標識につきましては道路管理者であります、都市整備グループについて管理しております。また、標識が損傷等を起こした場合につきましては、道路パトロールだとか市民からの報告によりまして、適時行っております。

問（5） それで今回の条例制定で、既存標識を立て直す計画はあるのか、それとも、中を見てみますと市独自の基準があるんですけど、そういった形で補助採択等はされるのか、それとあともう一つ、最後にちょっとお聞きしたいんですけど、だんだん市の条例化によって、権限が委譲されてくるんですけど、それに伴って責任のほうも、市のほうへ、多分どんどんくると思います。そこら辺のことをどう考えておられるのか、一言、よろしく申し上げます。

答（都市整備） 今回の条例の制定で、既存の標識を立て直す計画があるかという話なのですが、従来から標識の寸法につきましては、この国の基準に基づいて設置しておりますので、今回の制定につきましては、変えることはありません。従いまして、今回の条例に変わるわけではないので、立て直す標識はないということでございます。それとあと、補助対象。国の補助対象があるかという話なのですが、今回この部分が、まず小さな標識だとか、2分の1になった場合の条件になった場合でも、補助対象になるというふうに県のほうからは聞いております。あと市のほうに、いろんな権限がくるとなるとどういうことになるかという話なのですが、これも随時、管理していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(5) 議案第5号 高浜市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

問(13) それでは、この議案第5号も先ほどお話がございましたように、第4号あるいは、第4号ですね、あるいは、また第3号の道路の部分の議案第3号ですか。そのように、例えば、知立建設事務所とお話をして独自基準を、独自に設ける予定はないというふうに考えてもいいのかとどうかということと、それから今第4号でお話がありましたように、市の責任あるいは国の補助対象という考え方も議案第4号と同じように考えていいのかどうか一つよろしくお願ひいたします。

答(都市整備) この条例の運用についてなんですが、条例の運用については参酌した政令及び愛知県の条例と統一的な運用を行うことが、望ましいと考えております。政令及び愛知県の条例の改正等に伴い、高浜市条例の改正を検討する形を考えていきたいとは思っております。また、独自基準につきましては、必要に応じて適時検討することと考えております。それとあと、先ほどの第4号の標識の条例とともに、国及び県の補助金に対しても、同等、この基準に合わせて、補助金をもらっていききたいと考えております。

問(12) 1点、お願ひします。第7章に「伏せ越し」というのが出ているんですが、これはどういうことかというのと第41条に「用水施設又は排水施設」というのが出ていますが、これどういうものか、明治用水なんか、これに関係してくるのかどうなのかお示してください。

答(都市整備) まず1点目の「伏せ越し」という意味なんですが、例えば、高浜市だと稗田川の本川があるとすると、その本川に対して海水路と排水路、そのところが交差する場合、そうした場合に、その上を通るだとかそういうことができないものですから、その河床にですね、床の下ですね。そこの下にトンネルを掘って、その海水路を横断させるという話です。それから先ほどの明治用水の関係というのは、これが準ずるかという話なんですが、排水路というものが、用水路と排水路が、これも一緒のものでございまして、原則は海水路が主になります。サイホンというものがあまして、要は、高いところからトンネルくぐって低いほうに排水を流して、その水を下流に流すというのがこの「伏せ越し」という方法です。高浜市でいうと、高浜市公共下水道だとか上水

なんかあるのですが、そういったときに推進管をやる場合は、この中では、原則条例の中には入っておりませんので、よろしくお願いいたします。

(6) 議案第6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

「議事進行。」と発声するものあり。

問(12) 第6号ですよね。ここに、第3条のところに、第3条の5番ですが、「歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。」というのが載っていますが、次にも、「平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ」というのがあるんですが、これは、どういうものを指しているのかお願いします。

答(都市整備) この舗装の考え方は、透水性舗装というのがありまして、普通の舗装より、粒子が大まかなものを使っておりまして、それを舗装の下に浸透させるという舗装でございます。

委員長 ほかに。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので・・・。12番、内藤とし子委員。

問(12) もう一つ、お願いします。第4条の5の(3)ですけど、「回り段としないこと。」というのが出てくるのですが、「やむを得ない場合においては、この限りでない。」とありますが、この階段は、普通に言う「回り段」なのかどうか、そのところをお願いします。

答(都市整備) この「回り段」というのは、普通ですとぐるぐるっと回っているんですが、らせん的にかくかくっというふうな、何ていうのか、表現がちよっと言いにくいのですが、そういった斜めに上がっていくという階段でございます。

(7) 議案第7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

質 疑 な し

(8) 議案第8号 高浜市都市公園条例の一部改正について

質 疑 な し

(9) 議案第9号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

問(13) この占用許可対象物件の占用料金は、どういうふうに決めるのか一つお願いをしたいと思います。それと、こういった占用物件が高浜市内に予定があるのかどうか、合わせてお願いしたいと思います。

答(都市整備 主幹) 最初の占用料金についてなんですが、占用の料金については、国が算出根拠というのを持っております。その算出根拠でございますが、道路の価格と使用料と占用する面積と修正率等、それぞれ掛けて算出しております。愛知県もこの算出方法で占用方法を定めておりますので、高浜市におきましても、この愛知県の規定に準拠した形で、道路占用料の単価を設定しております。今回2件の占用物件を追加しているのでございますが、太陽光発電設備等の占用料につきましては、定額物件として1平米当たり、1年で1,500円と、先ほどの計算式から、1,500円ということで定めております。津波の避難施設等につきましては、定率物件として、1平米当たり、1年で近傍の類似の土地の時価に、0.025という数字を乗じた額としております。

またもう1件のこれらの占用物の予定があるかということにつきましては、現在、占用等の問い合わせ等が窓口で都市整備グループのほうにきておるのですが、そちらにつきましては、現時点では、問い合わせ等がきてないものですから、予定はないということで理解しております。

委員長 以上で付託された案件の質疑は、終了いたしました。

《採 決》

(1) 議案第1号 指定金融機関の指定について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第2号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定に

ついて

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第5号 高浜市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (8) 議案第8号 高浜市都市公園条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(9) 議案第9号 高浜市道路占用料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時34分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長